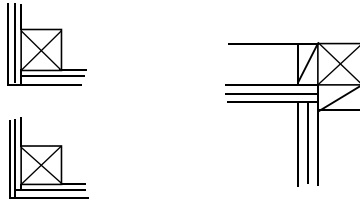


認定取得時期の違いや指定性能評価機関との協議により、大臣認定書(別添も含む)の記載内容やその細かさには差があります。大臣認定はひとつひとつが独立したもので、複数の認定のいいとこ取りすることはできませんが、ある認定に別の認定の記載が影響することはありません。認定毎に記載のない部分まで規定されるものではありませんが、何か疑義があれば、建築確認検査機関へ事前相談することをお勧めします。

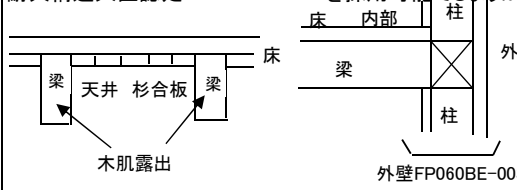
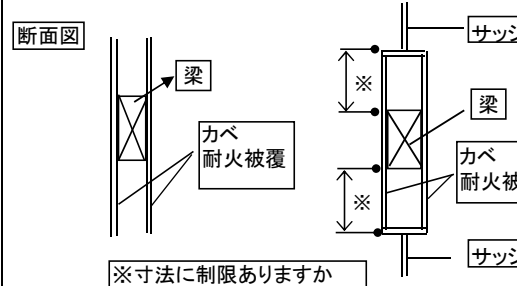
※質問・解答欄のページ数は、第5版(平成27年3月)のものです。

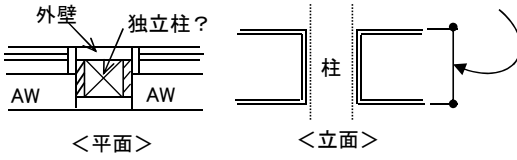
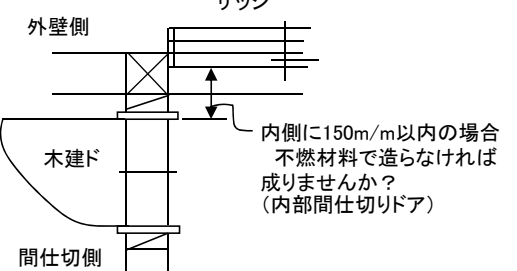
No	項目	関連ページ等					質問	回答	備考
		初版 (H18.10)	第2版 (H19.10)	第3版 (H23.10)	第4版 (H26.4)	第5版 (H27.3)			
1	延べ面積3000㎡超の建築物への適用	P.1	P.1	P.1	P.1	P.1	建築基準法上、主要構造部を耐火構造とすることが要求されるものとして、「延べ面積3000㎡を超える建築物」への今回の認定の適用は可能か？	適用可能である。	
2	使用可能な外装材	P.49等	P.52等	P.54等	P.55等	P.57等	サイディングは15mm以上のものであれば何を使用してもよいのか？	QF060BE-9225適合品である必要がある(QF060BE-9225以外の1時間準耐火認定に適合していても、QF060BE-9225に適合していないものは使用できない)。中空品は18mm以上である必要がある。工法にも制限事項があるので注意。	
3	使用可能な外装材	---	---	---	---	---	無塗装のサイディング+現場吹付け、あるいは(無塗装)下地サイディング+タイルは使用可能か？	サイディングはQF060BE-9225に含まれている仕様のみ可。タイル等は、可燃物以外であれば使用可能と考えられるが、荷重が大きくなることに対する考慮も必要となる。建築確認検査機関への事前相談が望ましい。	
4	ジョイナーの材質等	P.52	P.55	P.55	P.56	P.58	ハット型ジョイナーの材質や仕様には制限はないのか？	鋼板製に限る。認定書の中に寸法等も規定されているので留意されたい。	
5	入隅等のジョイナー	P.49、52	P.52、55	P.54、55	P.55、56	P.57、58	入隅やサッシまわりも平部用のハット型ジョイナーとする必要があるか？片ハットジョイナーではだめか？	各種取り合い部分は、それぞれの場所に適したものを使用すればよいと判断する。指摘の部位に片ハットジョイナーを使用することは一つの選択肢であると思われる。形状以外の仕様については規定のハット型ジョイナーと合わせることが望ましい。	
6	サイディング留め金具	P.52等	P.55等	P.54、55等	P.55、56等	P.57、58等	サイディング留め金具の代わりにスペーサーで施工してもよいのか？	サイディングを支持する留め金具は規定の留め金具を規定の間隔で規定の方法で施工する必要がある。	
7	被覆材の目地のずれ	P.51、57、61、65、70、75、80	P.54、60、64、68、78、83、88	P.47、54、60、64、68、73、77、82、88、94、100、105、110	P.47、55、69、73、77、82、86、91、97、103、109、113、117、	P.47、57、64、74、81、89、93、97、102、106、111、117、123、129、133、137、167	下張りの上張りの目地のズレの最小寸法はありますか。面材の目地をずらすとあるが、どのくらいずらせばよいのか？	特に規定はないが、目地部が防火上の弱点となりやすいため、必ず被覆材どうしの目地をずらすこと。独立の「柱」及び「はり」の認定のみ、目地位置のずれし寸法が50mm以下と規定されている。	
8	出入隅のALCパネルの目地の納まり	P.50	P.53	P.53	P.54	P.56、58	通常のALCの標準施工等によると、「ALC隅角部や入隅部」や「サッシ等の端部」はALCのクリアランスを5mm以上又は10mm以上とよう指示されておりますが、今回の耐火認定上問題ないですか。	ALCパネルのクリアランスは、躯体の微小変形に対応するものとして必要と考えられる。屋外側の耐火性能は、ALCパネル単体ではなく窯業系サイディングとの重ね張りで確保して、それぞれの目地等はもう一方の材でカバーされている。出入隅部についても設計マニュアルP.56の平部の目地同様の処理で良いと考える。	
9	出入隅のALCパネルの目地の納まり	P.50	P.53	P.53	P.54	P.56、58	同上クリアランス箇所、一般面のALC同士の目地は目地処理できますが、入隅形状となる部分や他部材との取り合いは目地処理なしとなりますが問題ないですか。	日本建築学会「JASS27乾式外壁工事」の中に、ALCパネル単体で耐火構造とする場合の出入隅部の耐火目地材の記載があるので参照されたい。	

No	項目	関連ページ等					質問	回答	備考
		初版 (H18.10)	第2版 (H19.10)	第3版 (H23.10)	第4版 (H26.4)	第5版 (H27.3)			
10	ALCパネルの目地の納まり	P.50、52	P.53、55	P.53、55	P.54、56	P.56、58	外壁下張材(ALC厚さ35mm以上)の目地処理について講習会テキストP56とP58の同項目の記述が異なりますが、どちらが正しいでしょうか。ALCパネル相互の目地処理は必要ですか。	ALCパネルがスクエアエッジ(面取り・溝加工なし)の場合は目地処理不要。P56の通り「面取り・溝加工あり」の場合には目地処理が必要で、P56にその処理の仕様・材料が記載されている。P56とP58に矛盾はない。	
11	サイディングの出隅の納まり	P.51(5)	P.54(5)	P.54(5)	P.55(5)	P.57(5)	外壁出隅部の納まりは、P57(5)窯業系サイディング(横張り、専用金具留め)の取付において、縦胴縁に固定する旨記載がありますが、どのサイディングメーカーを見ても役物(コーナー)は外寸にて100mm程度、ALC厚さ35・37mmを考慮すると胴縁への固定は困難、かといってALCに木ねじが効くとも考えにくい。	サイディング留め金具用のビスは必ず縦胴縁に効かせなくてはならない。必要などところに縦胴縁を設ける。サイディング、金物、ALCパネルの合計の最小寸法が50数mmなので、役物の外寸が100mm程度でも、木部に留めることも可能なものもあると思われる。必要に応じて、サイディングの特注役物または役物なしという納まりも考えられる。またカタログ品で内寸120mmのコーナー役物を用意しているサイディングメーカーもあるという情報もある。詳細は各サイディングメーカーに問合せ戴きたい。	
12	サイディングとALCパネルの目地のずれ	P.51	P.54	P.54	P.55	P.57	窯業系サイディングとALCの縦目地、横目地の相互をずらすこととなっていますが、枠組壁工法の1時間耐火では目安としてどの程度ずらす必要がありますか。耐火の試験においてはどの程度の寸法ずらしのでしょうか。	木住協の試験では60mm程度ずらしましたが、認定上の規定寸法はない。枠組壁工法のこととは分りません。	
13	外壁下地材の異種面材混用	P.49	P.52	P.52	P.53	P.55	外壁の下張り材は、構造用合板 せっこうボードとの混合使用は可能ですか。	屋内側の下張り材を使用する壁が明確に区別されていれば可能。ただし、認定番号が異なるので、建築確認申請に添付する使用大臣認定表の該当する認定の全てに「L」を記入する必要があるので注意。 なお、外壁の屋外側の下張り材と屋内側の補助面材は、同一の認定の中で異なる面材を使用することがあらかじめ想定されている(屋外側の下張り材により認定番号が決まる)。	
14	グラスウールの厚さ	P.49(図)	P.52(図)	P.52(図)	P.53(図)	P.55(図)	グラスウールの厚さは100m/mを超えた物の場合認定外になるのでしょうか。岩手県の場合柱120口にグラスウールt=120 24kg相当品も使われることが多いのですが。	厚100mmを超えるものは認定範囲外となる。断熱材の性能が高くなると、裏面への遮熱性は上がるが、柱等の非損傷性で不利になるので、断熱材の厚さや密度は、認定に記載された範囲のみに限定される。	
15	胴縁の向き	P.52	P.55	P.55	P.56	P.58	外壁下地の胴縁(縦胴縁・横胴縁)はどちらでも使用可能ですか。	認定の縦胴縁のみ可能。	
16	アスファルトフェルトの使用	P.52	P.55	P.55	P.56	P.58、65、75、84	防水紙の代わりにアスファルトフェルトは使えるか？	外壁の18認定中、4認定では範囲外となり使用できない。木材、樹脂塗装鋼板、軽量セメントモルタル外装外壁の認定はアスファルトフェルトを使用することは可能。	
17	気密層の確保の仕方	---	---	---	---	---	外壁に気密層を設ける場合はどのような納まりになるか？	袋入り断熱材のポリエチレンフィルムや、軸組の室内側に気密シートを張ることなどがある。認定毎の記載を確認。	
18	アルミニウムはく張りガラス繊維クロス	P.54	P.57	P.57	P.58	P.60	アルミニウムはく張りガラス繊維クロスとは何か？取扱メーカーを教えてください。	薄いアルミはく(20ミクロン)にガラスクロス(ガラス繊維で作られた織布)を貼り付けたもの。取扱メーカー等については、マニュアル巻末資料の硝子繊維協会に問い合わせのこと。	

No	項目	関連ページ等					質問	回答	備考
		初版 (H18.10)	第2版 (H19.10)	第3版 (H23.10)	第4版 (H26.4)	第5版 (H27.3)			
19	サイディング裏面の 通気	---	---	---	---	---	サイディング表面部(壁・軒とも)からサイディング裏面部の通気を確保する場合(ALCは貫通しません)、鋼板製の金物ならば通気用金物を使用しても、耐火認定上問題ないですか。(または、土台部等と同じ考えは出来ますか?)	サイディングは外壁の大臣認定内容に記載された金物で留め付ける必要がある。金物の高さ分のみ隙間があくこの納まりについては、日本窯業外装材協会の了解も得ている。あえてサイディング裏面部に通気を取る必要はないと考えられる。	
20	外部袖壁の納まり	---	---	---	---	---	外部の袖壁の耐火被覆等はどうに設計すればよいのか?	外壁の耐火構造に準じ、各面を外壁の屋外側の耐火被覆とすればよい。	
21	外部独立壁の納まり	P.84	P.97	P.114	P.138	P.171	外部の独立壁はどうに設計すればよいのか?	長さ(心寸法)を455mm以上とし、各面に外壁の屋外側の耐火被覆を設ければよい。	
22	樹種の制限	P.58	P.61	P.61	P.70	P.90	間仕切り壁の壁体で柱・間柱にいろいろ樹種の規定があります。特に、構造用単板積層材にラジアータパインを指定しています。その理由を説明していただけませんか。我が社はLVLメーカーですが、様々な樹種を作っております。カラマツ・アカマツ・ヒノキ・スギ・ラジアータパインなどですが、特に樹種によって熱伝導率が変わることと着火点で差が大きいと思っておりません。	認定取得に際し、樹種により炭化のし易さが異なるということで、比較試験で所要の性能が確認できたもののみが認定に含められることとされた経緯がある。木材は一般に密度が高いものほど炭化し難いが、時間と費用の両面で試験体数を制限せざるを得ず、どの樹種を入れるかは防耐火性能研究WGで検討して進めて来た。無垢材の樹種バリエーションを確保することからも、LVLは1種類になったが、比較的使用されることが多いと思われるラジアータパインを選択した。	
23	樹種の制限	---	---	---	---	---	外壁の柱・間柱には樹種区分がありませんが、上の質問に関連してその差を説明していただけませんか。	認定取得時期の違いや指定性能評価機関との協議により、認定範囲の差が生じている。	
24	出入隅の被覆材の 納まり	---	---	---	---	---	出スミ入スミの処理は特に考えなくてもよろしいでしょうか。 	出入隅部の被覆材どうしの勝ち負けについては、特に規定はない。	
25	筋かいの仕様	P.53	P.56	P.56	P.57	P.59、67、76、85、90、94、98、103	筋かいは木製のみが耐火認定になるための材料ですか。金属系の筋かいを使用できますか。(GVA工法、他)	記載は木材筋かいのみ。ただし、構造金物に関する制限はないので、金属系火打ち等も含めて使用可能と考えられる。建築確認検査機関との相談を。	
26	耐力壁以外の部分	P.40	P.40	P.40	P.40	P.40	今回取得している壁の大臣認定は、外壁・間仕切壁とも「耐力壁」のみであるが、耐力壁以外の部分はどうに対処すればよいのか?	防耐火構造における「耐力壁」「非耐力壁」の定義については、マニュアルP40を参照されたい。なお、非耐力壁部分を耐力壁の認定耐火構造とすることは差し支えない。	

No	項目	関連ページ等					質問	回答	備考
		初版 (H18.10)	第2版 (H19.10)	第3版 (H23.10)	第4版 (H26.4)	第5版 (H27.3)			
27	床のつなぎ材	P.71、76	P.79、84	P.79、85	P.88、94	P.108、114、120、126	床梁とはつなぎ材も含まれますか。(105×150以上とする規定)	床梁は105×150mm以上ピッチ1m以下、その間に入る構造用合板等の受け材は38×45mm以上と規定されている。後者とみなす場合は、当該部材を除いた残りの床梁が1m以内の間隔で配置されている必要がある。	
28	網入り強化せっこうボード	P.68、73等	P.76、81等	---	---	---	強化せっこうボードの「網入り」とは何か？メーカーのカタログで「ガラス繊維入り」というものがあるが、これを使えるのか？	強化せっこうボードの中にガラスのネット(網)を入れたものが「網入り」の製品となる。単にガラス繊維を混入しただけのものは「網入り」には該当しない。個別の製品が「網入り」に該当するかはメーカーに確認されたい。追加認定取得で、「網入り」は必須ではなくなった。	
29	屋根下地用の火山性ガラス質複層板	P.81	P.89	---	---	---	認定では屋根の下地に使用できる火山性ガラス質複層板については厚12mm以上となっているが、厚12mmで屋根下地に使用できる製品は供給されているのか？	生産が中止されたので、これを含む認定をマニュアルから除外した。	
30	鋼製野縁	P.71、76、81	P.79、84、89	P.83、89、95、101、106	P.92、98、104、110、118	P.112、118、124、130、138、145、150、158、163	今回仕様規定ということで天井下地材として、吊り木、野縁受け、野縁について木材等を指定されていますが、鋼製の野縁等を使用することは可能でしょうか。	鋼製野縁は使用できない。	
31	せっこうボードの目地処理	---					せっこうボードをスクエアエッジにした場合の目地処理は？	認定上、ペベルエッジ同様にガラス繊維テープとパテを使用する。	
32	「評価対象外」の意味	P.49等	P.52等	P.52等	P.53等	P.55等	図中の「評価対象外」とは何か？	「当該耐火構造の認定に含まれない部分」の意である。部材の有無および材料・寸法その他の仕様について、耐火構造の大臣認定による制限を一切受けない。ただし、別の認定で規定されている部分もあるので注意を。	
33	吹き込み用断熱材	P.53、66、72、82	P.56、69、80、90	P.56、68、73、81、93、104	P.57、65、77、82、90、102、116	P.59、67、76、85、98、103、113、125、139、146、151、159、164	吹き込み用グラスウール、ロックウールは使えるか？	密度、厚さが認定の範囲であればよい。ただしロックウールが使えるのは屋根に限られる。	
34	矩形柱の考え方	P.84	P.97	P.114	P.138	P.171	ラーメンのような矩形柱の場合も、壁内であればよろしいでしょうか。 	壁の一部とみなして良い。設計マニュアルP170参照。	
35	独立柱の扱い	P.84	P.97	P.76～78、114	P.85～87、138	P.105～107、171	独立柱の被覆はどうすればよいのか？	設計マニュアルP105～107及びP171参照。	

No	項目	関連ページ等					質問	回答	備考
		初版 (H18.10)	第2版 (H19.10)	第3版 (H23.10)	第4版 (H26.4)	第5版 (H27.3)			
36	口準耐-1への適用	---	---	---	---	---	<p>室内の天井、梁を木肌露出を計画しています。この場合、通称口準耐火建築物1号(外壁耐火型)の外壁に木住協の耐火構造大臣認定FP060BE-0031を採用可能でしょうか。</p> 	<p>運用ルールでは「耐火建築物」についてのみ記載しているが、それ以外の建築物に部分流用することは妨げない。設計者において、取合い部の詳細設計等が必要と思われる。口準耐1号は外壁が耐火構造で自立することを想定している。木造耐火構造外壁で内部が燃え尽きても外壁だけで崩壊しないことを証明出来れば、法令上は対応可能と考えられる。取扱については、事前に確認検査機関等との打合せが必要と思われる。</p>	
37	梁の被覆方法	P.84	P.97	P.114	P.112～114、138	P.132～134、171	<p>床および屋根の内部に完全に含まれる梁以外(一部および全部の面が室内外に露出するような梁)の被覆はどうすればよいのか？</p>	<p>「はり」の認定か、天井段差で設計することができる。設計マニュアルP171参照。</p>	
38	階段室や吹抜外周の梁	P.84	P.97	P.114	P.138	P.171	<p>階段室や吹抜など下図のような梁は可能ですか。</p> 	<p>可能。はり上下の壁部分の寸法については特に規定値はない。</p>	
39	軒部の屋内側の被覆	P.87	P.100	P.117	P.141	P.173	<p>外壁は屋外側と屋内側の被覆がセットでなければ、本来の耐火性が発揮されないと思いますが、なぜ軒の部分だけ屋内側被覆が不要なのでしょう。</p>	<p>メンブレン型耐火構造では、耐火被覆材が連続していることが重要。屋内への遮熱性能のみでなく、構造材が炭化しないこと(非損傷性)も要求され、その炭化しない性能には加熱面の被覆が肝心である。</p>	
40	軒部の屋内側の被覆	P.87	P.100	P.117	P.141	P.174	<p>説明文には「小屋裏物置等が存する部分の外壁(妻壁等)及び内壁の仕様は、耐火性能上居室における外壁の仕様と同様とする」とありますが、逆に小屋裏物置等がない場合は図のように出来る根拠は何ですか。</p>	<p>耐火構造は、外部火災と屋内火災の両方を想定しているが、室内側からの性能、あるいは室内への遮熱性能等は、屋根直下の天井と外壁屋内側の被覆が連続することにより確保される。つまり、マニュアルのような屋外側被覆のみの仕様で、小屋裏側の被覆は必要ない。</p>	
41	基礎パッキンの使用	---	---	---	---	---	<p>軒裏を屋根構造の一部と扱う場合、土台部基礎パッキン工法は可能ですか。</p>	<p>軒裏の構造に拘らず、基礎パッキンは使用可能であるが、水切り板金等で炎が入り難くすることが望ましい。また、1階床の仕様に拘らず外壁の土台に対して、屋内側からも耐火被覆することが望ましい。</p>	

No	項目	関連ページ等					質問	回答	備考
		初版 (H18.10)	第2版 (H19.10)	第3版 (H23.10)	第4版 (H26.4)	第5版 (H27.3)			
42	軒裏等の耐火被覆	P.87~88	P.100~101	P.117~118	P.141~143	P.174~176	軒裏部分の(ペランダ、屋根工事)防火材はどのようになるのか。(屋内天井面と同等の物ですか)	設計マニュアルP174~176を参照。	
43	床下換気口	P.86	P.99	P.116	P.140	P.172~173	マニュアルP173図2-16の床仕様とした場合、基礎に設ける床下換気口の方法を教えてください。土台パッキンによる換気は可能ですか。	耐火構造としての規定は特にないと考えられるが、床下換気口の構造についてはH12建設省告示第1369号第1の7号などが参考になると思われる。基礎パッキンについてはNo.41参照。	
44	開口部間の柱の扱い	P.84	P.97	P.124	P.148	P.181	開口部間の柱は壁扱いでよろしいでしょうか。 独立柱、図の納まりで可能ですか。 AW H=700~ 	開口部を設けることによる耐火構造の壁に対する不具合が起きないように、開口部周りの納まりが設定されている。当該部分は「壁の一部」と考えて良い(独立柱と解釈する必要はない)。	
45	サッシと屋外側耐火被覆の取り合い	P.94	P.107	P.124	P.148	P.181	サッシ廻りの納まりは、P180に内装側のサッシ枠についての記載はありますが、外壁側の取り合いはどう納めるのがベストでしょう。外壁の厚さが厚くなった分サッシに額縁を設置し出幅を確保することと思いますが、この部分でメンブレン型耐火構造を設置する方法は…サッシの額縁の背後に厚さ30mm以上の木材を柱・間柱とは別に設置すればよいのか。	屋外側の耐火被覆材の小口部分の質問と思われる。そうであれば、サッシ枠と同材料の額縁を設ける部分については耐火被覆材は不要であり、額縁の側面に、屋外側の耐火被覆材(小口)が対向する納まりとすればよい。また、木住協ホームページに「防火設備サッシ・ドア」参考納まり図」を掲載してある。実験等による性能確認を行ったわけではないが、耐火建築物設計時の参考として欲しい。	
46	サッシまわりに使用する不燃材料	P.94	P.107	P.124	P.148	P.181	サッシ廻りに不燃材料を使用とあるが、厚みの規定はないのですか。	不燃材料としては、せっこうボード、鉄板等を想定しているが、厚みの規定はない。	
47	外部防火戸に近接する木製内部建具の扱い	P.91	P.104	P.124	P.148	P.181	内部木建と施行令109条の2及び建告H12年第1360号(外壁側防火サッシ面より内側に15cm以内に建具があるが場合、不燃材料で作られなければならない)実質の木建禁止の考えは適用になりますか。法2条九の二、ロよりつまり、外壁(X軸)に直交する内部間仕切壁(Y軸)につく木建の位置が木建禁止か位置をずらさなければならなくなるかという意味です。 	防火設備の多くが、新たな大臣認定に切替わっていることから、(一社)カーテンウォール・防火開口部協会(マニュアル巻末資料に連絡先あり)または各サッシメーカーに問い合わせさせたい。	

No	項目	関連ページ等					質問	回答	備考
		初版 (H18.10)	第2版 (H19.10)	第3版 (H23.10)	第4版 (H26.4)	第5版 (H27.3)			
48	建具に近接する柱の扱い	P.91、94、95	P.104、107、108	P.124	P.148	P.181	<p>建具回り(AW及びWD)、図の納まりで可能ですか。 不燃材はケイカル版ア5</p> <p>&lt;マニュアル&gt; 不燃材 AW WD 外壁 柱又はFS ← クロス巻込? → &lt;AW&gt; &lt;WD&gt;</p>	可能。柱はマニュアル記載のファイヤーストップ材(厚30mm以上)として扱って構わない。	
49	土台水切り部の納まり	---	---	---	---	---	通気壁は土台水切り部分をあけても良いのですか。	壁下端でALCパネル裏面の胴縁分のあきが外気に通じる納まりとすることは問題ない。	
50	コンセントボックス等の防火措置に使用する断熱材	P.92、96	P.105、109	P.126	P.150	P.183	コンセント等の不燃性断熱材等は規格品があるのですか。	規格品はないと思われる。一般断熱材を加工して用いることを想定している。	
51	バルコニーまわり各部の被覆	P.88	P.101	P.118	P.142	P.175	<p>バルコニー納まりについて下図のように考えて良いですか。</p> <p>強化P.B21+15+ケイカル板 外壁 外壁 外壁</p>	設計マニュアルP175を参照。	
52	内部の木質材料による仕上げの扱い	P.36~37	P.36~37	P.35~36	P.35~36	P.35~36	壁、天井の仕上げは木質の板張り、付柱(和室)として可能ですか。	規定の耐火被覆が設けられていれば、その表面に取付けることは可能。ただし、建築物の用途や規模に応じて内装制限を受ける場合は要注意。	
53	仕上げ材料の制限	P.36~37	P.36~37	P.35~36	P.35~36	P.35~36	この構造の床・壁・天井の表面に張り増す建材に制限があるか？	この構造で対応可能な特殊建築物等には内装制限もあるので、その場合には法第35条の2やその関連の令第5章の2に従う必要あり。	
54	界壁の対応方法	P.64等	P.67等	P.71~75	P.80~84	P.100~104	長屋、共同住宅の界壁はどのように対応すればよいか？今回取得した耐火構造の間仕切壁の認定の中で界壁として使用できるものはあるか？	S45建設省告示第1827号による界壁とする場合には、グラスウール20kg/m <sup>3</sup> ×25mm以上を用いることになっている。取得済みの間仕切壁の認定では、FP060BP-0032、0034~0036がグラスウールの密度が10~24kg/m <sup>3</sup> 、厚み25~100mmの範囲で対応できるので、これを使用する。	
55	外断熱工法の対応	---	---	---	---	---	基礎から外壁、屋根全てを外断熱工法として設計可能ですか。	外壁は、使用材料や層構成を認定内容通りとする必要があり、外張り断熱とすることは難しいと思われる。基礎と屋根については、可能な場合もある。	

No	項目	関連ページ等					質問	回答	備考
		初版 (H18.10)	第2版 (H19.10)	第3版 (H23.10)	第4版 (H26.4)	第5版 (H27.3)			
56	ガラスを使用した透光床	---	---	---	---	---	<p>屋根トップライトからフロア床にガラスを納めて、下階に照りを入れることが可能ですか(住宅)</p>	<p>吹抜けや床開口として、周辺の納まりや防火区画的に問題が無ければ可能。ガラスの厚さで可否が決まるものではない。ただし、ガラス面を歩行用とする場合は床としての耐火性能を要求されるので不可。</p>	
57	点検口の納まり	---	---	---	---	---	<p>最下階の床下点検口、天井・小屋裏点検口(天井に設けるもの)の詳細を教えてください。</p>	<p>最下階の床は、設計マニュアルP139の場合是不問、P140の場合は床面の耐火性能が損なわれない納まりとする必要がある。天井は、点検口設置により耐火性能が損なわれないよう、点検口周辺の野縁の幅を広げて、せっこうボード2重張りの目地をずらし、点検の都度目地処理をする方法が考えられる。また、アルミ製の点検口フレームを使用する場合は、点検口蓋部も天井の耐火被覆材と同仕様とし、火災で点検口フレームが脱落しないこと、隙間から火炎が侵入しない措置が必要。ただし、アルミ製の点検口フレームは火災時に熔融し容易に脱落する可能性があるため、点検口フレーム及び蓋は化粧材と考え、その上部は天井耐火被覆材を筒状に立ち上げ、その上に天井耐火被覆材と同仕様の蓋を設ける方法(下図)も考えられる。</p>	



No	項目	関連ページ等					質問	回答	備考
		初版 (H18.10)	第2版 (H19.10)	第3版 (H23.10)	第4版 (H26.4)	第5版 (H27.3)			
58	非構造壁の納まり	P.41~43	P.41~43	P.41~43	P.41~43	P.41~43	<p>リフォーム時や雑壁などは下図の納まりで可能ですか。</p>	可能。雑壁(非構造壁)に鉛直荷重を支える柱等が入っていないことが条件となる。	
59	鉄骨階段の納まり	P.83	P.96	P.113	P.137	P.170	<p>内部鉄骨カイダン 下図納まりは可能か。</p>	鉄骨階段部分が、耐火構造の告示仕様を満たしていれば可能。蹴込板は建築基準法では要求されていないが、性能表示等級(高齢者等配慮対策等級)によっては要求されることもある。	
60	オーバーハング部の仕様	---	---	P.79~84	P.88~93	P.108~113	<p>屋外に面する床(上が屋内、下が屋外)はどのように作ればよいのか? 断熱方法は?</p>	<p>取得済の床の認定では、FP060FL-0093がグラスウール32kg/m3、厚み120mm以下まで入れることができる。それを超える断熱性能を付加したい場合は、規定の層構成の外側(上か下)に行く。ただし、屋外側(下側)に付加する場合は不燃性の断熱材に限る。</p>	
61	避難上有効なバルコニー	P.88	P.101	P.118	P.142	P.175	<p>「避難上有効なバルコニー」とは何か?</p>	<p>避難経路として2以上の直通階段が要求される場合に、避難上有効なバルコニーを設けることによる緩和規定がある(法35条、令121条)。避難上有効なバルコニーの具体例は「建築物の防火避難規定の開設2005」(編集:日本建築行政会議)や「建築申請memo」(発行:新日本法規出版)等に詳しく記載されている。</p>	
62	小屋裏に取り付く換気口	P.101	P.114	P.131	P.155	P.188	<p>小屋裏に取り付く換気口とは棟換気のことか?</p>	<p>妻換気を想定した記述である。</p>	
63	トップライトの構造	P.100	P.113	P.130	P.154	P.187	<p>トップライト直下の天井について説明があるが、トップライトの構造については制限があるか? 一般的に使用されているトップライトをそのまま使用することは可能か?</p>	<p>トップライトは屋根の一部と考えられるので、30分耐火の屋根の性能が必要である。アクリルドーム等を使用する場合は、ドームの下に鉄製枠付網入りガラスを設置するものとする。「建築物の防火避難規定の解説2005」(編集:日本建築行政会議)参照</p>	

No	項目	関連ページ等					質問	回答	備考
		初版 (H18.10)	第2版 (H19.10)	第3版 (H23.10)	第4版 (H26.4)	第5版 (H27.3)			
64	耐火被覆を貫通するビスの扱い	---	---	---	---	---	長ビスなどが、室内側から被覆の石膏ボード等を貫通して木軸に至る様な留付けは弱点となる旨の説明を受けたが、設計マニュアルの鉄骨階段取付用ボルト部は特別な措置が見られていない。理由は鉄板を介している事によるものか。例えば後付けとなる手摺や食器棚の吊戸等の、力が加わる部材の留付けは、木軸に至る長ビスを用いる事で良いか。又、これを不可とする場合はプラグでの留付けが一般的だが、その場合の材種(金属/プラスチック系)はどう考えるべきか。	鉄骨階段取付に関しては、鉄及び梁材(木材)の熱容量により加熱1時間までは耐火上問題がないことが確認されている。階段取付け用のボルトはできるだけ径が大きく、長いほうが部材の熱容量が大きくなるため耐火上は有利となる。また、手摺や食器棚等の留付けに長ビスを用いることも問題ない。	
65	小屋裏や軒裏に取り付け換気口	P.101	P.114	P.131	P.155	P.188	小屋裏及び軒裏に取り付け換気口は、防火設備又は防火ダンパー付きと規定しているが、特殊発泡材により火熱を遮断するタイプ(所謂通気見切り縁)も防火設備として扱う事で良いか。尚、当該通気見切り縁は、防耐火上45分の認定を取得した軒の構成部材である(軒天井材+下地組み材+通気見切り縁)。又、独自取得の認定の併用として扱い、木住協へ登録すべきものか。その場合に、45分の認定書をもって可能か、別途60分の認定を別途取得する必要があるか。	小屋裏や軒裏に取り付け換気口は、開口部を塞ぐ羽根が0.8mm厚以上(H12建設省告示第1360号)の防火ダンパー付きのもの等、火災時に、軒裏内部への火炎の侵入を有効に防ぐ構造としたものとする。 なお、軒裏の準耐火構造の認定を併用認定として登録する必要はない。	
66	ローゼットの固定方法	P.93、97	P.106、110	P.123、127	P.147、151	P.180、184	ローゼットは何に留めつければよいのか?マニュアルによると、配線用の穴から下地材を少なくとも12.5mmは離す必要があると思われるが、一般的なローゼットは取付け可能か?	図の下地材は、天井耐火被覆材を留付けるものを想定している。ローゼット等を取り付けるための下地を別途設ける場合は、マニュアル記載の措置は不要である。	
67	層間変形角の考え方	---	---	---	---	---	準耐火構造の場合、層間変形角を1/150以内に抑えることになっていますが、耐火構造の場合、変形制限はどう考えればよいでしょうか。	耐火被覆材の目地部の変形防止の為に、準耐火建築物と同様に層間変形角1/150以内を推奨する。	
68	層間変形角の考え方	---	---	---	---	---	層間変形角について以下のいずれによれば良いのか、ご教示願います。 A. 1/120 B. 1/150 C. 1/200 D. その他( )		
69	柱の小径の考え方	---	---	---	---	---	令第43条の表の(1)~(3)のいずれに該当すると考えればよいのか?	建築物の実状を鑑み、設計者が判断すべき事項と考える。設計マニュアル巻末資料3、4参照。	
70	壁量の確保	---	---	---	---	---	基準法で要求している壁量は確保できるか?	設計による。なお、マニュアルの巻末資料3、4も適宜参考にされたい。	
71	耐震等級3の確保	---	---	---	---	---	性能表示制度の耐震等級3に対応することはできるか?	設計による。	
72	間仕切壁に設ける構造用合板の厚さ	P.146	P.161	P.179	P.207	P.248	6行目の「最も重い間仕切壁仕様」に構造用合板12mmとあるが、9mmではないか。	認定は「9mm以上」なので、12mm程度までは使われることが多いと考えて、その荷重を入れた場合を想定している。	
73	工事自主検査	P.103、104	P.115、116	P.132、133	P.156、158	P.189、191	省令準耐火の場合は、チェックリストの記入は講習会受講者以外の者が行っても、チェックされた結果を講習会受講者が行えばよいとされていたと思うが、今回も同様と考えてよいのか?	今回の工事自主検査は、講習会修了登録者が施工現場における実際の検査、チェックリストへの記入を行わなければならない。	

No	項目	関連ページ等					質問	回答	備考
		初版 (H18.10)	第2版 (H19.10)	第3版 (H23.10)	第4版 (H26.4)	第5版 (H27.3)			
74	問い合わせ窓口	---	---	---	---	---	木造軸組工法の1時間耐火において詳細の問い合わせあるいは相談はどこにすべきでしょうか。	問合せ窓口は、木住協技術開発部 神宮・細野。質問をFAXで受けて、公式には一定期間毎にこのような形でQ&AとしてHPで回答する。	
75	マニュアルの入手方法	---	---	---	---	---	この設計マニュアルを購入したいがどうしたらいいですか。	現在のところ、講習会テキストとしてのみの設定なので、個別の販売はしない。	
76	講習会の開催	P.103	P.115	P.132、133	P.156、157	P.189、190	講習会は定期的実施するのですか。次回は何時ですか。	木住協ホームページ上で公表しているのご確認を。なお、受講者が30名以上集まれば、臨時開催も検討する。	
77	性能評価申請用の認定書の写し	P.104	P.116	P.132、133	P.156、157	P.189、190	認定書の写し2部は確認申請に使用するため性能評価の申請に添付できないがどうすればよいか？	確認申請には、使用大臣認定表を添付する。契約図書の一部とする認定書(写し)は2部としている。それ以外に使用する時は、該当する認定部分のみのコピーで対応する。	
78	現在木住協の会員でない場合に必要手続き	P.104	P.116	P.132、133	P.156、157	P.189、190	運用フローで、窓口担当者は木住協会員に限るとありますが、いない場合はどのような手続きをとればよいか。非会員は認定書の写しをいただけないとのことでしょうか。	使用開始当初は、認定書(写し)発行申請窓口担当者は講習会修了者に限定しており、かつ指定の業務(設計・工事監理・工事自主検査)が全て会員により実施されることを原則としていた。現在は、会員外であっても、講習会受講要件及び所定の報告を確実にして戴ける場合は、回数の制限なく使用可能とのルールになった(H22年7月)。ホームページをご参照。100%出資の子会社であっても別法人は会員会社とは言えない。認定書(写し)発行申請窓口担当者が会員会社でない場合は、「非会員」の扱いになる。	
79	会員会社の100%出資子会社の扱い	P.104	P.116	P.132、133	P.156、157	P.189、190	業務委託に基づく100%出資子会社社員を、現場監理者(自主検査の実施者)としてよいか。尚、当該現場監理者は建築士資格を有した講習会修了者である。	100%出資の子会社であっても別法人は会員会社とは言えない。認定書(写し)発行申請窓口担当者が会員会社でない場合は、「非会員」の扱いになる。	
80	工事自主検査チェックリスト記入方法	P.121～125	P.134～139	P.153～159	P.180～187	P.221～228	工事自主検査チェックリストには日付欄が二箇所あるが、それぞれ何の日付を記入すればよいのか？	「適・否」を判定した日と、「否」の場合に手直し後「適」を確認した日を記入する。	
81	追加認定の連絡	---	---	---	---	---	追加認定の予定があるようですが、それをどのような方法で、既登録会社に伝えるのですか。	木住協HPと、会員向けメールマガジン等で伝達する。	